

新	旧
<p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>( 納税申告等に係る事前教示の手続 )</p> <p>7 17 法第 7 条第 3 項(事前教示)に規定する事前教示 ( 以下「事前教示」という。 ) の手続は、次による。</p> <p>(1) 本邦に到着していない貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示</p> <p>イ ( 省 略 )</p> <p>(イ) 照会者が書面による回答を希望する場合には、「事前教示に関する照会書」( C - 1000 )( 原産地に関する照会の場合には、「事前教示に関する照会書 ( 原産地照会用 ) 」( C - 1000 - 2 ) とする。以下「照会書」という。 ) ( 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書 ( つづき ) 」を照会書に添付の上、割印させるものとする。 ) を 1 通提出することにより行わせる。照会書の提出を受けた税関は、「事前教示回答書 ( 変更通知書兼用 ) 」( C - 1000 - 1 )( 原産地に関する回答の場合には、「事前教示回答書 ( 変更通知書兼用 ) ( 原産地照会用 ) 」( C - 1000 - 3 ) とする。以下「回答書」という。 ) に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することにより回答するものとする。なお、一照会書につき一品目の事前教示とする ( セット物品を除く。 )</p> <p>ただし、照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があることが認められる場合には、<u>適宜の様式による照会に係る書面を提出することにより照会を行わせることとし、回答書によつて回答するものとする。</u>この場合にあつては、当該照会に係る書面には、原則として、照会書に記載された必要事項を転記するほか、照会書についての<u>注意事項を適宜付記しておくものとする。</u>また、この場合にあつても、<u>回答書を照会に係る書面の写しとともに交付し又は送達するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>( 納税申告等に係る事前教示の手続 )</p> <p>7 17 法第 7 条第 3 項(事前教示)に規定する事前教示 ( 以下「事前教示」という。 ) の手続は、次による。</p> <p>(1) 本邦に到着していない貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示</p> <p>イ ( 同 左 )</p> <p>(イ) 照会者が書面による回答を希望する場合には、「事前教示に関する照会書」( C 第 1000 号 )( 原産地に関する照会については「事前教示に関する照会書 ( 原産地照会用 ) 」( C 第 1000 号 - 2 ) による。また、記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書 ( つづき ) 」を使用させ、添付 ( 割印 ) する。以下、これらを「照会書」という。 ) を 1 通提出することにより行わせる。照会書の提出を受けた税関は、「事前教示回答書 ( 変更通知書兼用 ) 」( C 第 1000 号 - 1 ) ( 原産地に関する回答については「事前教示回答書 ( 変更通知書兼用 ) ( 原産地照会用 ) 」( C 第 1000 号 - 3 ) による。以下、これらを「回答書」という。 ) に必要回答事項を記載し、押印の上、さらに照会書と回答書が同一案件であることを確保するため、<u>照会書及び回答書には画像情報検索システムにより賦与される同一の登録番号 ( 原産地に係る照会については、受理税関が賦与する登録番号とする。以下「登録番号」という。 ) を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することにより回答するものとする。</u>なお、一照会書につき一品目の事前教示とする ( セット物品を除く。 )</p> <p>ただし、照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があることが認められる場合には、<u>適宜の様式の照会に係る書面を提出することにより照会を行わせることとし、回答書によつて回答するものとする。</u>この場合にあつては、当該照会に係る書面には、原則として、照会書に記載された必要事項を転記するほか、<u>照会書に係る注意事項を適宜付記しておくものとする。</u>また、この場合にあつても、<u>照会に係る書面と回答書の同一性の確保のため、照会に係る書面及び回答書には登録番号を付し、照会に係る書面の写しとともに回答書を交付し</u></p>

新	旧
<p>(ロ) 上記(イ)以外の場合には、口頭により照会を行わせ、口頭により回答を行う。ただし、照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、<u>上記(イ)に準じて行わせるものとし</u>、回答の内容が、申告税額に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」( C - 1000 - 4 )にとどめ、統括審査官の確認を受けるものとする。</p> <p>(ハ) 上記(イ)(同(ロ)において準用する場合を含む。)により照会書を提出させる場合には、当該照会書の各欄に必要な事項を可能な限り記載させるほか、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等について記載させ、<u>原産地に関する照会にあつては、関係する国における加工、製造に関する事項について記載させるものとし</u>、また、当該貨物の関税率表適用上の所属区分、原産地認定等について照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。上記(イ)により<u>適宜の様式による照会に係る書面</u>を提出させる場合又は上記(ロ)により口頭による照会を行わせる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。</p> <p>なお、<u>照会者が、当該貨物の製法、性状、関係する国における加工、製造に関する事項等のうち、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を与えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(二)及び(ホ) (省 略)</p> <p>ロ 照会書の提出があつた場合において、当該照会書に記載された商品説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定することが困難であると認められるときは、<u>書面による補足説明を可及的速やかに行わせるものとし</u>、その方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(イ) 「事前教示に係る補足説明書」( C - 1002 ) (以下「補足説明書」という。)の「質問事項」の欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」の欄に必要な事項を記載させた上、提出</p>	<p>又は送達するものとする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)以外の場合には、口頭により照会を行わせ、口頭により回答を行う。ただし、照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、<u>照会書を1通提出させ</u>、回答の内容が、申告税額に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」( C 第 1000 号 - 4 )にとどめ、統括審査官の確認を受けるものとする。</p> <p>(ハ) 上記(イ)又は(ロ)により照会書を提出させる場合には、当該照会書の各欄に必要な事項を可能な限り記載させるほか、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等について記載させるものとし、また、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等について照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。上記(イ)により<u>適宜の様式による照会書</u>を提出させる場合又は上記(ロ)により口頭による照会を行わせる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。</p> <p>なお、<u>照会者にとつて、当該貨物の製法、性状等のうち、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を与えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(二)及び(ホ) (同 左)</p> <p>ロ 照会書の提出があつた場合において、当該照会書に記載された商品説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定することが困難であると認められるときは、<u>書面により補足説明</u>を行わせるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(イ) 「事前教示に係る補足説明書」( C 第 1002 号 ) 「以下「補足説明書」という。)の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に必要な事項を記載させた上、提出さ</p>

新	旧
<p>させる。</p> <p>(ロ) (省 略)</p> <p>なお、補足説明書の提出があつた場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、保管する。回答の際には、<u>割印済の照会書の写し及び補足説明書の写しを、回答書とともに交付し又は送達するものとする。</u>また、適宜の様式による補足説明があつた場合には、回答書にこれを転記するものとする。</p> <p>ハ 上記ロにより補足説明を求めるに当たつては、<u>予め必要な補足説明の内容について十分説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。</u>また、<u>当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとし、当該期限を徒過し、適宜催告を行つた後においても補足説明がない場合には、照会者に対し、回答不能として処理する旨通知するものとする。</u>また、補足説明が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>ニ 法令(条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項及び後記7-18において同じ。)及び通達(関税率表解説(平成13年11月26日財関第950号)及び分類例規(昭和62年12月23日蔵関第1299号)をいう。以下この項及び後記7-19において同じ。)の改正により、以前に書面又は口頭により行つた回答が影響を受ける場合であつても、その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令及び通達の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があつた場合には、適切な回答を行うものとする。</p> <p>ホ 法令及び通達の改正以外の理由により、以前に書面により行つた回答を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p> <p>(イ) 法令及び通達の解釈の変更により、以前に書面により行つた回答を変更する場合には、照会者に対し、交付又は送達済の回答書にかわる「<u>事前教示回答書(変更通知書兼用)</u>」(C-1000-1)(<u>原産地に関する回答の場合には、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地照会用)</u>」(C-1000-3)とする。以下「<u>変更通知書</u>」という。)に変更の理由その他必要事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、<u>交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。</u></p> <p>ただし、当該変更により、照会者が不利となる場合において、契約</p>	<p>せる。</p> <p>(ロ) (同 左)</p> <p>なお、補足説明書の提出があつた場合には、<u>上記イの(イ)に係る照会においては、補足説明書は提出済の照会書と割印をし保管する。回答の際には、割印済である照会書と補足説明書のそれぞれの写しを、回答書に添付して交付し又は送達するものとする。</u>また、適宜の様式による補足説明があつた場合には、回答書にこれを転記するものとする。</p> <p>ハ 上記ロにより補足説明を求めるに当たつては、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとし、当該期限を徒過し、適宜催告を行つた後においても補足説明がない場合には、照会者に対し、回答不能として処理する旨通知するものとする。また、補足説明が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>ニ 法令(条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項及び後記7-18において同じ。)及び通達(関税率表解説(平成13年11月26日財関第950号)及び分類例規(昭和62年12月23日蔵関第1299号)をいう。以下、この項及び後記7-19において同じ。)の改正により、以前に書面又は口頭により行つた回答が影響を受ける場合には、その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令及び通達の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があつた場合には、適切な回答を行うものとする。</p> <p>ホ 法令及び通達の改正以外の理由により、以前に書面により行つた回答を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p> <p>(イ) 法令及び通達の解釈の変更により、以前に書面により行つた回答を変更する場合には、照会者に対し、交付又は送達済の回答書にかわる<u>変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書を新たに発出することにより行うものとする。</u>さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、<u>照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、発出済の回答書を返付させるものとする。</u></p> <p>ただし、当該変更により、照会者が不利となる場合において、契約</p>

新	旧
<p>書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始したこと及び当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、かつ、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められるときは、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）輸入予定期間（当該変更を行つた日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通関予定官署名等を朱書し、押印した上、これを再交付し又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を<u>交付し又は送達するものとする。</u></p> <p>(ロ) その他の理由により、以前に書面により行つた回答を撤回する場合には、照会者に対し、<u>適宜の様式による書面により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、押印した上、これを原本として、交付又は送達済の回答書の返付を確認後、照会書の写しとともに交付し又は送達するものとする。</u></p> <p>なお、上記(イ)により交付又は送達した変更通知書を変更し又は撤回する場合及び上記(ロ)により交付又は送達した変更通知書を変更し又は撤回する場合の手続きは、上記(イ)又は(ロ)によるものとし、また、口頭により回答を行つた場合において、<u>当該回答を変更し又は撤回する必要があると認められるときは、照会者に対し、口頭により、その旨通知するよう努めるものとする。</u></p> <p>ただし、<u>当該変更し又は撤回する場合の手続は、その発出日（再交付し又は再送達したものにあつては、その最初の発出日）から3年以内の回答又は変更通知について行うものとし、3年を経過したものについては、不要とする。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p>	<p>書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始したこと及び当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、かつ、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められるときは、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）輸入予定期間（当該変更を行つた日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通関予定官署名等を朱書し、押印した上、これを再交付し又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を<u>発出するものとする。</u></p> <p>(ロ) その他の理由により、以前に書面により行つた回答を撤回する場合には、照会者に対し、<u>適宜の様式により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、発出済の回答書を返付させるものとする。この場合、当該通知に併せて、当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分等を発出済の回答書にかわる変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書を新たに発出することにより行うものとする。さらに照会書と回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、発出済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し又は送達するものとする。</u></p> <p>なお、上記(イ)により発出した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記(ロ)により発出した事前教示回答書を変更し又は撤回する場合の手続きは、上記(イ)又は(ロ)によるものとし、また、口頭により回答を行つた場合において、<u>当該回答を変更し、又は撤回する必要があると認められるときは、照会者に対し、口頭により、その旨通知するよう努めるものとする。</u></p> <p>ただし、<u>上記の変更又は撤回の手続は、その発出日（再交付し又は再送達したものにあつては、その最初の発出日）から3年以内の回答又は変更通知について行うものとし、3年を経過したものについては、不要とする。</u></p> <p>△ <u>記載済の回答書（写）及び変更通知書（写）等は、見本その他の参考資料とともに保管する。また、既に変更通知書が発出され失効した回答</u></p>

新	旧
<p>(2) ( 省 略 )</p> <p>(3) <u>上記(1) ( 同(2)の口により準用する場合を含む。 ) の照会に対する事前教示回答書に関する異議の申出</u></p> <p>イ <u>以前に書面により行つた回答 ( 変更通知を含む。 ) ( 以下「回答等」という。 ) における関税率表適用上の所属区分又は原産地について、照会者が異議を有し当該所属区分又は原産地について再検討を希望する場合には、「事前教示回答書 ( 変更通知書 ) に関する異議の申出書」 ( C - 1001 ) ( 以下「申出書」という。 ) を 1 通提出することにより行わせる。申出書の提出を受けた税関は、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印した上、これを原本として交付し又は送達することにより回答するものとする。</u></p> <p>再検討の結果、回答等における関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更又は撤回する場合は、前記(1)のホに準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>ただし、申出書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、<u>適宜の様式による申出に係る書面を提出することにより申出を行わせることとし、適宜の様式による回答に係る書面により回答するものとする。この場合にあつては、当該回答に係る書面には、原則として、当該適宜の様式による申出に係る書面に記載された必要事項を転記するほか、申出書の「回答書」の欄についての注意事項を適宜付記しておくものとする。</u></p> <p>ロ <u>上記イにより申出書を提出させる場合には、当該申出書の申出書欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。上記イにより適宜の様式による申出に係る書面を提出させる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(4) <u>関税評価に係る事前教示</u>  <u>関税評価に係る事前教示については、「関税評価に係る事前教示制度について」(平成17年6月21日財関第806号)に定める。</u></p>	<p><u>書 ( 写 ) 等は失効したことがわかるように保管するものとする。また、口頭により照会を行わせた場合においても、必要に応じ、照会者、照会事項、回答の内容、回答者等を記録にとどめる。</u></p> <p>(2) ( 同 左 )</p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)の照会に対する事前教示回答書に関する異議の申出</u></p> <p>イ <u>以前に書面により行つた回答 ( 変更通知を含む。 ) ( 以下、「回答等」という。 ) における関税率表適用上の所属区分又は原産地について、照会者が異議を有し当該所属区分又は原産地について再検討を希望する場合には、「事前教示回答書に関する異議の申出書・回答書」 ( C - 1001 ) ( 以下、「申出書・回答書」という。 ) を 1 通提出することにより申出を行わせ、当該申出書・回答書の写しの回答欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として交付し又は送達することにより回答するものとする。</u></p> <p>再検討の結果、回答等における関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更又は撤回する場合は、前記(1)のホに準じて変更通知書又は事前教示回答書を作成しこれを当該原本に添付した上、これらを交付し又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>ただし、申出書・回答書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、<u>適宜の様式による申出書を提出することにより申出を行わせ、適宜の様式による回答書をもつて回答するものとし、この場合においては、当該回答書には、原則として、当該申出書に記載された必要事項を転記するほか、申出書・回答書の回答書欄についての注意事項を適宜付記しておくものとする。</u></p> <p>ロ <u>上記イにより申出書・回答書を提出させる場合には、当該申出書・回答書の申出書欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。上記イにより適宜の様式による申出書を提出させる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(4) <u>関税評価に係る事前教示</u>  <u>イ 具体的な輸入予定のある貨物の関税評価に係る事前教示については、原則として後記 7 - 20 ( 個別評価申告書の事前審査 ) 及び 7 - 21 ( 個別評価申告書の事前審査の手続等 ) の規定により行うものとする。</u></p>

新旧対照表

( 関税法基本通達 )

新	旧
<p>(5) 上記(1)及び(4)以外の照会については、特に書面による回答を求められた場合を除き、口頭により照会を行わせ、口頭により回答を行うものとし、軽微なものを除き、その内容を記録にとどめる。</p> <p>( 納税申告等に係る事前教示等を行うに当たつての留意事項 )</p> <p>7 18 前記7 - 17 の(1)又は(2)により事前教示を行うに当たつては、また、<u>回(3)により異議の申出を受けるに当たつては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>(1) ~ (3) ( 省 略 )</p> <p>(4) 書面により<u>照会が行われる際及びこれに対する回答を行う際には、照会者に対し、照会書及び回答書の注意事項につき十分説明するとともに、注意を喚起しておくものとする。</u></p> <p>(5)及び(6) ( 省 略 )</p> <p>(7) 異議の申出は、前記7 - 17 の(1)又は(2)により書面による事前教示の<u>回答 ( 変更又は撤回を含む。 )</u>を受けた者又はその代理人に行わせるものとする。</p> <p>(8) 異議の申出は、当該申出に係る<u>回答書 ( 変更通知書を含む。 )</u>の<u>交付又は送達</u>を行った税関に対して行わせるものとする。</p> <p>(9) 異議の申出は、当該申出に係る<u>回答書 ( 変更通知書を含む。 )</u>の交付又は送達の日から起算して2月以内においてのみ受け付けるものとする。</p> <p>( 輸入 ( 納税 ) 申告書に添付された回答書等の取扱い )</p> <p>7 19 輸入 ( 納税 ) 申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次に</p>	<p><u>ロ 上記イによらない関税評価に係る事前教示については、適宜の様式の書面により照会を行わせることとし、書面により回答を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、紹介者が書面による照会を希望しない場合は、適宜口頭による回答を行つて差し支えないが、軽微なものを除き、その内容を記録にとどめる。</u></p> <p><u>ハ 上記イ及びロによる回答 ( 口頭による回答を除く。 )</u>に対し照会者が異議を有し、当該回答の再検討を希望する場合の<u>手続については、上記(3)に準ずるものとする。</u></p> <p>(5) 上記(1)及び(4)以外の照会については、特に書面による回答を求められた場合を除き、口頭により照会を行わせ、口頭により回答を行うものとし、軽微なものを除き、その内容を記録にとどめる。</p> <p>( 納税申告等に係る事前教示等を行うに当たつての留意事項 )</p> <p>7 18 前記7 - 17 の(1)又は(2)により事前教示を行うに当たつては、また、<u>(3)により異議の申出を受けるに当たつては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>(1) ~ (3) ( 同 左 )</p> <p>(4) 書面により<u>回答を行う場合には、照会者に対し、照会書及び回答書の注意事項につき十分説明するとともに、注意を喚起しておくものとする。</u></p> <p>(5)及び(6) ( 同 左 )</p> <p>(7) 異議の申出は、前記7 - 17 の(1)又は(2)により書面による事前教示回答<u>( 変更通知書を含む。 )</u>を受けた者又はその代理人に行わせるものとする。</p> <p>(8) 異議の申出は、当該申出に係る事前教示回答書 ( 変更通知書を含む。 ) の<u>発出</u>を行つた税関に対して行わせるものとする。</p> <p>(9) 異議の申出は、当該申出に係る事前教示回答書 ( 変更通知書を含む。 ) の交付又は送達の日から起算して2月以内においてのみ受け付けるものとする。</p> <p>( 輸入 ( 納税 ) 申告書に添付された回答書等の取扱い )</p> <p>7 19 輸入 ( 納税 ) 申告書に添付された<u>照会書・回答書等の取扱いは次による</u></p>

新	旧
<p>よるものとする。</p> <p>(1) 輸入(納税)申告書に、前記7-17の(1)のイの(イ)(同(2)において準用する場合を含む。)若しくは同(1)のホの(ロ)により申告者に対して<u>交付又は送達された回答書</u>又は同(1)のホの(イ)(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)により申告者に対して<u>交付又は送達された変更通知書</u>(以下「回答書等」という。)が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等(下記(2)に該当するものを除く。)に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号及び原産地(以下「関税率等」という。)を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について前記7-17の(1)のホ(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)により変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認しておくものとする。また、<u>事前教示の対象となつた貨物と輸入申告されている貨物が同一の貨物であるかについても、必要に応じ登録番号の記載された照会書の写しの提示を求める等により確認しておくものとする。</u>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を<u>交付又は送達を行つた事前教示担当部門と協議するものとする。</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率等は、その該当する限度において、輸入(納税)申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>イ <u>交付又は送達のあつた日</u>(再交付し又は再送達したものにあつては、その最初の発出日)から3年を経過した回答書等</p> <p>ロ~ニ (省略)</p> <p>ホ 上記イから二までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。</p> <p>(イ) 前記7-17の(1)のホ(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)による変更又は撤回の通知が行われた回答書等(ただし、同(1)のホ(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入(納税)申告を行つたものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている前記7-17の(1)のホの(イ)により認められた輸入予定期間以内に輸入(納税)申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入(納税)申告書の審査上、当該回答書</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1) 輸入(納税)申告書に、前記7-17の(1)のイの(イ)(同(2)において準用する場合を含む。)若しくは同(1)のホの(ロ)により申告者に対して<u>発出された回答書</u>又は同(1)のホの(イ)(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)により申告者に対して<u>発出された変更通知書</u>(以下これらを併せて「回答書等」という。)が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等(下記(2)に該当するものを除く。)に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号及び原産地(以下「関税率等」という。)を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について前記7-17の(1)のホ(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)により変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認しておくものとする。また、<u>事前教示の対象となつた貨物と輸入申告されている貨物が同一の貨物であるかについても、必要に応じ登録番号の記載された事前教示照会書の写しの提示を求める等により確認しておくものとする。</u>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を<u>発出した事前教示担当部門と協議するものとする。</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率等は、その該当する限度において、輸入(納税)申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>イ <u>その発出日</u>(再交付し又は再送達したものにあつては、その最初の発出日)から3年を経過した回答書等</p> <p>ロ~ニ (同左)</p> <p>ホ 上記イから二までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。</p> <p>(イ) 前記7-17の(1)のホ(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)による変更又は撤回の通知が行われた回答書等(ただし、同(1)のホ(同(2)及び(3)において準用する場合を含む。)による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入(納税)申告を行つたものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている前記7-17の(1)のホの(イ)により認められた輸入予定期間以内に輸入(納税)申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入(納税)申告書の審査上、当該回答書</p>

新	旧
<p>等（写しを除く。）に記載された関税率等を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は前記 7 - 17 の(1)のホの(イ)により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなつた場合には当該回答書等は返付させるものとする。）</p> <p>(ロ) (省 略)</p> <p><u>( 関税率表及び原産地の統一的適用 )</u></p> <p>7 22 <u>関税率表及び原産地の統一的適用</u>に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>輸入申告に係る関税率表及び原産地の統一的適用</u></p> <p>イ <u>所属区分及び原産地の審査上参考となる事項の確認</u></p> <p>(イ) <u>輸入申告の際、当該申告に係る貨物の関税率表適用上の所属区分及び原産地（以下この項において「所属区分等」という。）の審査上参考となる事項（当該貨物の申告税関又は申告税関以外の税関において適用された所属区分等、事前教示実績に係る所属区分等、外国における取扱い例その他の参考事項をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、申告者に当該事項を輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。</u></p> <p>(ロ) 上記(イ) の記載は、輸入申告の際に判明している限度において行わせるものであり、原則として、申告者にそのための特別な調査又は資料提供を要求するものではない。</p> <p>なお、輸入（納税）申告書の税関記入欄に当該記載がない場合においても、輸入申告に係る貨物の<u>所属区分等</u>の審査上参考となる事項を聴取することが必要と認められるときは、当該事項の有無を確認し、必要に応じ、輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の記載は、継続的に輸入される貨物で、その<u>所属区分等</u>が明確なもの、スポット的に輸入される貨物であつてもその<u>所属区分等</u>につき疑義がないもの、包括審査済貨物その他関税率表及び原産地の適用上不統一を生ずるおそれが少ないと認められる貨物については要しないものとする。</p>	<p>等（写しを除く。）に記載された関税率等を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は前記 7 - 17 の(1)のホの(イ)により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなつた場合には当該回答書等は返付させるものとする。）</p> <p>(ロ) (同 左)</p> <p><u>( 関税率表の統一的適用 )</u></p> <p>7 22 <u>関税率表の統一的適用</u>に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>輸入申告に係る関税率表の統一的適用</u></p> <p>イ <u>所属区分の審査上参考となる事項の確認</u></p> <p>(イ) <u>輸入申告の際、当該申告に係る貨物の関税率表適用上の所属区分（以下この項において「所属区分」という。）の審査上参考となる事項（当該貨物の申告税関又は申告税関以外の税関において適用された所属区分、事前教示実績に係る所属区分、外国における取扱い例その他の参考事項をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、申告者に当該事項を輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。</u></p> <p>(ロ) 上記(イ) の記載は、輸入申告の際に判明している限度において行わせるものであり、原則として、申告者にそのための特別な調査又は資料提供を要求するものではない。</p> <p>なお、輸入（納税）申告書の税関記入欄に当該記載がない場合においても、輸入申告に係る貨物の<u>所属区分</u>の審査上参考となる事項を聴取することが必要と認められるときは、当該事項の有無を確認し、必要に応じ、輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の記載は、継続的に輸入される貨物で、その<u>所属区分</u>が明確なもの、スポット的に輸入される貨物であつてもその<u>所属区分</u>につき疑義がないもの、包括審査済貨物その他関税率表の適用上不統一を生ずるおそれが少ないと認められる貨物については要しないものとする。</p>



新	旧
<p>(二) 通関業者が輸入者から貨物(上記(ハ)に掲げるものを除く。)の通関に係る依頼を受ける場合には、極力、当該貨物の<u>所属区分等</u>の審査上参考となる事項の聴取に努めるよう、指導する。</p> <p>□ 関係部門の協議及び通関処理</p> <p>(イ) 輸入申告に係る貨物の<u>所属区分等</u>について慎重に検討する必要があると認められる場合には、当該輸入申告の審査担当職員は、自部門の統括審査官にその旨報告するものとする。(なお、上記イにより記載させた事項は、所属区分等の検討の際に考慮するものとする。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の報告がなされた貨物が次のいずれかに該当する場合には、統括審査官は、<u>関税率表の解釈及び適用に係るものについては、自関の関税鑑査官と、原産地認定の解釈及び適用に係るものについては、自関の原産地調査官とそれぞれ協議の上、処理するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>所属区分等</u>につき、申告税関又は申告税関以外の税関の実績と不統一があり又は不統一が生ずるおそれのある貨物</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>所属区分等</u>につき、申告者と意見が一致しない貨物</p> <p style="padding-left: 2em;">新規に輸入される貨物( <u>関税率表又は原産地の適用に係る決定が容易なものを除く。</u> )</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>所属区分等</u>につき、従来の取扱いを変更しようとする貨物( 明白な誤りを訂正する場合等を除く。 )</p> <p style="padding-left: 2em;">( 省 略 )</p> <p>(ハ) 上記(ロ)の協議を受けた<u>関税鑑査官又は原産地調査官</u>は、必要に応じ、関係する自関他部門の統括審査官又は他関の<u>関税鑑査官又は原産地調査官</u>に協議するものとする。</p> <p>(ニ) 上記(イ)により<u>所属区分等</u>について慎重に検討する必要があると認められる輸入申告については、貨物の引取要件を満たしている限り、原則として、事後審査扱いにより処理するものとする。</p> <p>(ホ) <u>所属区分等</u>について検討を行うに当たっては、原則として、申告者の意見を聴取しておくものとし、当該検討により決定される<u>所属区分等</u>が申告者の意見と相違するものである場合には、原則として、申告者にその根拠をできる限り具体的に説明するものとする。</p> <p>(2) <u>総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等</u></p> <p>イ <u>総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議</u> 輸入申告に係る貨物の<u>所属区分等</u>を審査し又は決定するために必要な</p>	<p>(二) 通関業者が輸入者から貨物(上記(ハ)に掲げるものを除く。)の通関に係る依頼を受ける場合には、極力、当該貨物の<u>所属区分</u>の審査上参考となる事項の聴取に努めるよう、指導する。</p> <p>□ 関係部門の協議及び通関処理</p> <p>(イ) 輸入申告に係る貨物の<u>所属区分</u>について慎重に検討する必要があると認められる場合には、当該輸入申告の審査担当職員は、自部門の統括審査官にその旨報告するものとする。(なお、上記イにより記載させた事項は、所属区分の検討の際に考慮するものとする。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の報告がなされた貨物が次のいずれかに該当する場合には、統括審査官は、<u>自関の関税鑑査官と協議の上、処理するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>所属区分</u>につき、申告税関又は申告税関以外の税関の実績と不統一があり又は不統一が生ずるおそれのある貨物</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>所属区分</u>につき、申告者と意見が一致しない貨物</p> <p style="padding-left: 2em;">新規に輸入される貨物( <u>関税率表の適用に係る決定が容易なものを除く。</u> )</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>所属区分</u>につき、従来の取扱いを変更しようとする貨物( 明白な誤りを訂正する場合等を除く。 )</p> <p style="padding-left: 2em;">( 同 左 )</p> <p>(ハ) 上記(ロ)の協議を受けた<u>関税鑑査官</u>は、必要に応じ、関係する自関他部門の統括審査官又は他関の<u>関税鑑査官</u>に協議するものとする。</p> <p>(ニ) 上記(イ)により<u>所属区分</u>について慎重に検討する必要があると認められる輸入申告については、貨物の引取要件を満たしている限り、原則として、事後審査扱いにより処理するものとする。</p> <p>(ホ) <u>所属区分</u>について検討を行うに当たっては、原則として、申告者の意見を聴取しておくものとし、当該検討により決定される<u>所属区分</u>が申告者の意見と相違するものである場合には、原則として、申告者にその根拠をできる限り具体的に説明するものとする。</p> <p>(2) <u>総括関税鑑査官との協議等</u></p> <p>イ <u>総括関税鑑査官との協議</u> 輸入申告に係る貨物の<u>所属区分</u>を審査し又は決定するために必要な事</p>

新	旧
<p>事務は、前記(1)に定めるとおり、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、<u>関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行い、その協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。</u></p> <p>(イ) <u>所属区分等</u>につき、2以上の税関の意見が相違する貨物                      (ロ) <u>所属区分等</u>につき、申告者が税関と異なる意見を有し、特に慎重に検討する必要があると認められる貨物                      (ハ) <u>新規に輸入される貨物であつて、関税率表及び原産地の適用に係る決定が困難なもの</u>                      (ニ) 従前に適用した<u>所属区分等</u>について疑義が生じ、これと異なる<u>所属区分等</u>を適用することについて特に慎重に検討する必要があると認められる貨物                      (ホ) <u>その他所属区分等</u>について特に慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>□ <u>協議要領</u>                      上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。                      (イ) 当該協議は、原則として、相互に関税鑑査官又は原産地調査官を通じて行うものとし、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該協議を受けたときは、必要に応じ、その他の税関における取扱い等につき、把握した上、可及的速やかに処理するものとする。                      (ロ) 当該協議を行った貨物の<u>所属区分等</u>を決定するために必要な分析、検査その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。                      (ハ) (省 略)</p> <p>八 (省 略)</p> <p>二 総括関税鑑査官による情報の提供等                      (イ) 総括関税鑑査官は、上記イの協議対象貨物以外の貨物についても税関から関税率表の解釈及び適用に関する照会を受けた場合には、可及的速やかに参考となる情報を提供するよう努めるものとする。                      (ロ) 税関は、総括関税鑑査官における上記(イ)の機能を円滑に推進させるため、下記(3)のイの(イ)及び(ロ)に定める通報のほか、総括関税鑑査官</p>	<p>務は、前記(1)に定めるとおり、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、<u>総括関税鑑査官との協議の結果を当該貨物の所属区分の決定とするものとする。</u></p> <p>(イ) <u>所属区分</u>につき、2以上の税関の意見が相違する貨物                      (ロ) <u>所属区分</u>につき、申告者が税関と異なる意見を有し、特に慎重に検討する必要があると認められる貨物                      (ハ) <u>新規に輸入される貨物であつて、関税率表の適用に係る決定が困難なもの</u>                      (ニ) 従前に適用した<u>所属区分</u>について疑義が生じ、これと異なる<u>所属区分</u>を適用することについて特に慎重に検討する必要があると認められる貨物                      (ホ) <u>その他所属区分</u>について特に慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>□ <u>協議事項</u>                      上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。                      (イ) 当該協議は、原則として、相互に関税鑑査官を通じて行うものとし、総括関税鑑査官は、当該協議を受けたときは、必要に応じ、その他の税関における取扱い等につき、把握した上、可及的速やかに処理するものとする。                      (ロ) 当該協議を行った貨物の<u>所属区分</u>を決定するために必要な分析、検査その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。                      (ハ) (同 左)</p> <p>八 (同 左)</p> <p>二 総括関税鑑査官による情報の提供等                      (イ) 総括関税鑑査官は、上記イの協議対象貨物以外の貨物についても各税関から関税率表の解釈及び適用に関する照会を受けた場合には、可及的速やかに参考となる情報を提供するよう努めるものとする。                      (ロ) 各税関は、総括関税鑑査官における上記(イ)の機能を円滑に推進させるため、下記(3)のイの(イ)及び(ロ)に定める通報のほか、総括関税鑑査</p>

新	旧
<p>に対し、輸入実績その他参考となる情報を適宜の方法により提供するものとする。</p> <p>(ハ) (省 略)</p> <p>ホ 総括関税鑑査官は、関税率表のなお一層の統一的な解釈及び適用を図るため、事例集その他の参考資料を作成し、本省及び他関に配布するものとする。(システムに登録されている情報を除く。)</p> <p><u>ヘ 総括原産地調査官は、原産地に係るものについて、上記ハ、ニ及びホに準じて行うものとする。この場合において、「総括関税鑑査官」とあるのは「総括原産地調査官」と、「関税率表」とあるのは「原産地認定」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) 通関実績等の通報等</p> <p>イ 通関実績等の通報</p> <p>(イ) 税関は、自関で取り扱った輸入実績のうち、次に掲げるものについては、毎月(又は必要に応じ直ちに)本省、関税中央分析所及び他関に対し通報するものとする。</p> <p>所属区分又は原産地を決定するため総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に協議した貨物に係る実績 新規に輸入された貨物に係る実績(関税率表及び原産地の適用に係る決定が容易なものを除く。)</p> <p>その他所属区分又は原産地に係る通報が他関の参考になると認められる貨物に係る実績</p> <p>(ロ) 税関は、自関の部内会議又は他関との合同会議により、貨物の所属区分等について検討した場合には、当該会議の議事結果について、適宜、本省及び他関に通報するものとする。</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)により他関から通報を受けた実績に係る所属区分等と自関の輸入実績に係る所属区分等とが相違すること等の理由により、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</p> <p>ロ 不統一等の防止</p> <p>(イ) 税関は、所属区分等について不統一等を生じ易い品目の中から、調査対象品目を選定し、所属区分等の不統一の有無について適宜調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、前記(1)のロに準じて処理するものとする。</p>	<p>官に対し、輸入実績その他参考となる情報を適宜の方法により提供するものとする。</p> <p>(ハ) (同 左)</p> <p>ホ 総括関税鑑査官は、関税率表のなお一層の統一的な解釈及び適用を図るため、分類事例集その他の参考資料を作成し、本省及び他関に配布するものとする。(画像情報検索システムに登録されている情報を除く。)</p> <p>(3) 通関実績等の通報等</p> <p>イ 通関実績等の通報</p> <p>(イ) 各税関は、自関で取り扱った輸入実績のうち、次に掲げるものについては、毎月(又は必要に応じ直ちに)本省、関税中央分析所及び他関に対し通報するものとする。</p> <p>所属区分を決定するため総括関税鑑査官に協議した貨物に係る実績 新規に輸入された貨物に係る実績(関税率表の適用に係る決定が容易なものを除く。)</p> <p>その他所属区分に係る通報が他関の参考になると認められる貨物に係る実績</p> <p>(ロ) 各税関は、自関の部内会議又は他関との合同会議により、貨物の所属区分について検討した場合には、当該会議の議事結果について、適宜、本省及び他関に通報するものとする。</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)により他関から通報を受けた実績に係る所属区分と自関の輸入実績に係る所属区分とが相違すること等の理由により、所属区分について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</p> <p>ロ 不統一等の防止</p> <p>(イ) 各税関は、所属区分について不統一等を生じ易い品目の中から、調査対象品目を選定し、所属区分の不統一の有無について適宜調査を実施し、その結果、所属区分について慎重に検討する必要があると認められる場合には、前記(1)のロに準じて処理するものとする。</p>

新	旧
<p>(ロ) 税関は、事後調査の機会に、必要に応じ、輸入された貨物の<u>所属区分等の不統一等の有無</u>についても調査を実施し、その結果、<u>所属区分等</u>について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。なお、このため<u>各税関の関税鑑査官及び原産地調査官</u>は、事後調査部門との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>ハ その他 税関は、輸入者、通関業者等が貨物の所属区分等の不統一の是正について容易に申し出ることができる環境を整備するよう努めるとともに、輸入者、通関業者等からの貨物の所属区分等の不統一等について申出があつた場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</p> <p>(4) 事前教示に係る関税率表の統一的適用 イ 口頭による所属区分に係る事前教示 (イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示 — 本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を求められた場合には、<u>上記(1)のイと同様に、当該所属区分を決定するうえで参考となる事項の有無につき聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の所属区分について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</u> — 本邦に到着していない貨物の所属区分に係る事前教示は、原則として、本関において行うものとするが、遠隔地の署所においては、本関と協議の上、処理することができるものとする。ただし、回答すべき内容が簡易な場合には、事前教示を求められた署所が回答することとして差し支えない。</p> <p>(ロ) 本邦に到着した貨物に係る事前教示 本邦に到着した貨物の所属区分について事前教示を求められた場合は、<u>上記(イ)に準じて処理するものとする。</u></p> <p>(ハ) 総括関税鑑査官への協議については、<u>上記(2)のイ及びロに準じて行うものとする。</u></p> <p>ロ 書面による所属区分に係る事前教示 (イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示 本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を照会書に</p>	<p>(ロ) 各税関は、事後調査の機会に、必要に応じ、輸入された貨物の<u>所属区分の不統一等の有無</u>についても調査を実施し、その結果、<u>所属区分</u>について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。なお、このため<u>関税鑑査官</u>は、事後調査部門との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>ハ その他 各税関は、輸入者、通関業者等が貨物の所属区分の不統一の是正について容易に申し出ることができる環境を整備するよう努めるとともに、輸入者、通関業者等からの貨物の所属区分の不統一等について申出があつた場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</p> <p>(4) 事前教示に係る関税率表の統一的適用 イ 口頭による事前教示 (イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示 — 本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を求められた場合には、<u>上記(1)のイと同様に、当該所属区分を決定するうえで参考となる事項の有無につき聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の所属区分について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</u> — 本邦に到着していない貨物の所属区分に係る事前教示は、原則として、本関において行うものとするが、遠隔地の署所においては、本関と協議の上、処理することができるものとする。ただし、回答すべき内容が簡易な場合には、事前教示を求められた署所が回答することとして差し支えない。</p> <p>(ロ) 本邦に到着した貨物に係る事前教示 本邦に到着した貨物の所属区分について事前教示を求められた場合は、<u>上記(イ)に準じて処理するものとする。</u></p> <p>(ハ) 総括関税鑑査官への協議については、<u>上記(2)のイ及びロに準じて行うものとする。</u></p> <p>ロ 書面による事前教示 (イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示 本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を書面(事</p>

新	旧
<p><u>より求められた場合の処理は次の要領により行うものとする。</u> ( 削 除 )</p> <p>— <u>当該所属区分の検討は本関において行うものとする。</u> ( 削 除 )</p> <p>— <u>回答書は、分類の透明性の向上を図っていく観点から回答後原則として公開し、輸入者等の閲覧に供することができるものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者より非公開期間設定の要請があつたものについては一定期間非公開とするものとする。</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた貨物が未だに計画段階であり、実際に商品が輸入される前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該情報が輸出者、納入先等から秘匿を要請されている場合</u></p> <p>( ) <u>その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</u></p>	<p><u>前教示照会書 )により求められた場合の処理は次の要領により行うものとする。</u></p> <p>— <u>書面による事前教示照会が求められた場合には、事前教示照会書及び事前教示回答書の裏面に記載されている注意事項について予め十分に説明し、理解を得るように努めるものとする。</u></p> <p>— <u>当該所属区分の検討は本関において行うものとする。</u></p> <p>— <u>上記 の所属区分の検討に際し、補足説明を必要とする場合には、照会者に「事前教示に係る補足説明書」( C - 1002 ) を可及的速やかに提出させるものとする。ただし、その際には、予め必要な補足説明内容について十分説明し、照会者が補足説明に不用な時間を消費しないように努めるものとする。</u></p> <p>— <u>書面による事前教示照会書に係る事前教示回答書は、分類の透明性の向上を図っていく観点から回答後原則として公開し、輸入者等の閲覧に供することができるものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者より非公開期間設定の要請があつたものについては一定期間非公開とするものとする。</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた物品が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより不利益を受ける恐れがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた物品の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受ける恐れがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた物品の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受ける恐れがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた物品が未だに計画段階であり、実際に商品が輸入される前に他者に知られることにより不利益を受ける恐れがある場合</u></p> <p>( ) <u>照会対象となつた物品に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該輸出者、納入先等から秘匿を要請されている場合</u></p> <p>( ) <u>その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</u></p>

新旧対照表

( 関税法基本通達 )

新	旧
<p>— <u>上記</u> の回答書の公開及び閲覧については、個々の照会の際に照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p><u>その際、照会者より非公開期間の設定が要請された場合は、上記に従って処理するものとする。</u></p>	<p>— <u>上記</u> の公開・閲覧の制度については、個々の照会の際に照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p><u>またその際に、照会者より改めて非公開期間の設定が要請された場合は、上記に従って処理するものとする。</u></p>
<p>( 削 除 )</p>	<p>— <u>当該事前教示照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料・意見その他の当該貨物の所属区分の決定に必要と認められる事項等を画像情報検索システムに画像情報として入力し、分類検討の結果としての事前教示回答書(案)を登録する。ただし、関税率表等の規定により所属区分の決定が容易なものは各税関限りで処理するものとする。</u></p>
<p>( 削 除 )</p>	<p>— <u>総括関税鑑査官は、各税関により登録された事前教示回答書(案)を検討し、その内容が適正であると認められる場合には当該事前教示回答書(案)の内容を確定させる登録を行い、訂正を必要とする場合は登録税関に対して適宜修正を指示するものとする。</u></p>
<p>( 削 除 )</p>	<p><u>各税関は、総括関税鑑査官からの指示により事前教示回答書(案)の内容変更を登録するものとし、総括関税鑑査官は各税関において当該内容変更が登録された事前教示回答書(案)について、指示どおりの訂正が行われていることを確認した上で当該事前教示回答書(案)の内容を確定させる登録を行うものとし、さらに訂正を必要とする場合は再度登録税関に対して適宜修正を指示するものとする。</u></p>
<p>( 削 除 )</p>	<p>— <u>事前教示回答書を交付する際には、回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書と回答書には画像情報検索システムにより賦与される登録番号を付したうえ、照会書の写しとともに交付するものとする。</u></p>
<p>(ロ) <u>本邦に到着した貨物に係る事前教示</u> <u>上記(イ)に準じて処理するものとする。</u></p>	<p>(ロ) <u>本邦に到着した貨物に係る事前教示</u> <u>上記(イ)に準じて処理するものとする。</u></p>
<p>(ハ) <u>架空の商品等の各関相互通報</u> <u>各税関の関税鑑査官は、自関で取り扱った事前教示に関する照会のうち、上記7-18の(5)に該当する照会については、本省及び他関に書面その他適宜の方法により通報するものとする。</u></p>	<p>(ハ) <u>架空商品等の各関相互通報</u> <u>各税関は自関で取り扱った事前教示照会のうち、上記7-18の(5)に該当する照会については、本省及び他関に通報するものとする。</u></p>
<p>(5) <u>書面による事前教示(所属区分に係るもの)に係る事務処理要領</u> <u>イ 各税関の関税鑑査官は、前記7-17の(1)のイの(イ)により所属区分に</u></p>	<p>(5) <u>書面による事前教示に係る事務処理要領</u> ( 新 規 )</p>

新	旧
<p><u>係る事前教示を書面により求められた場合の事務処理を次の要領により行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の所属区分の決定に必要と認められる事項等をシステムに画像情報として入力し、分類検討の結果としての回答書(案)を登録する。ただし、関税率表等の規定により所属区分の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>税関限りで処理する場合は、システムにより賦与される登録番号(下記(ニ)及び(ホ)において「登録番号」という。)を付するものとする。</u></p> <p>(ハ) <u>登録した回答書(案)について、総括関税鑑査官から修正の指示を受けた場合には、必要に応じ適宜修正した上、回答書(案)の内容変更を登録するものとする。</u></p> <p>(ニ) <u>回答書を交付又は送達する際には、回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に登録番号を付したうえ、照会書の写しとともに交付するものとする。</u></p> <p>(ホ) <u>総括関税鑑査官から以前に行つた所属区分に係る事前教示の回答につき変更又は撤回を行う旨回答を受けた場合には、交付又は送達済の回答書にかわる変更通知書を交付又は送達するものとする。この場合にあっては、変更通知書と照会書が同一案件であることを確保するため、変更通知書及び照会書に従前の登録番号と同じ登録番号を付すものとする。</u></p> <p>(ハ) <u>交付又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するとともに、画像情報として保存するものとする。また、口頭により照会を行わせた場合においても、必要に応じ、照会者、照会事項、回答の内容、回答者等を記録にとどめるものとする。</u></p> <p>ロ <u>総括関税鑑査官は、各税関からシステムに入力された事前教示照会(税関限りで処理されたものを除く。)の事務処理を次の要領により行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>税関からシステムに入力された照会書及びその他の入力された情報並びに登録された照会書(案)等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の所属区分の検討を可及的速やかに行うものとする。</u></p>	<p>イ <u>総括関税鑑査官は、各税関から画像情報検索システムに入力された事前教示照会(各税関限りで処理されたものを除く。)の事務処理を次の要領により行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>各税関から画像情報検索システムに入力された事前教示照会書及びその他の画像入力された情報並びに登録された事前教示照会書(案)等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の所属区分の検討を可及的</u></p>

新	旧
<p>(ロ) <u>上記(イ)の検討の結果、回答書(案)の内容が適正であると認められる場合には、当該回答書(案)の内容を確定させる登録を行うものとする。回答書(案)の内容について訂正を必要とする場合には、登録税関に対して適宜修正を指示し、指示どおりの修正が行われていることを確認した上で、当該回答書(案)の内容を確定させる登録を行うものとし、さらに訂正を必要とする場合は再度登録税関に対して適宜修正を指示するものとする。</u></p> <p>(ハ) <u>当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u></p> <p>(ニ) <u>税関に対し以前に行つた所属区分に係る事前教示に関する照会の回答(税関限りで処理されたものを含む。)内容につき変更又は撤回を行う場合及び税関限りで処理され、システムに登録された回答書等の内容を検討し、その内容につき変更又は撤回を行う場合は、上記(ハ)に準じて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>八 所属区分に係る事前教示回答書の公開及び閲覧  <u>上記(4)のロの(イ)の による回答書の公開及び閲覧について、各税関の関税鑑査官は、回答書(変更通知書を含む。以下この項において同じ。)(案)をシステムに登録する際に、公開可能なもの(無期限の非公開期間が設定されているもの以外のもの)について公開対象とするものとし、当該公開対象となつた回答書の内容を税関ホームページを利用して輸入者等の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(6) <u>書面による事前教示(原産地に係るもの)に係る事務処理要領</u></p>	<p><u>速やかに行うものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>上記(イ)により得られた結果を、画像情報検索システムに入力及び登録した税関に回答する。回答を得た税関は、その回答に基づき登録した事前教示回答書(案)を必要に応じ適宜修正したうえ、事前教示回答書(案)の内容を変更登録するものとする。</u></p> <p>(ハ) <u>当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u></p> <p>(ニ) <u>各税関に対し以前に行つた事前教示照会の回答内容につき変更又は撤回を行う場合は、上記(ハ)に準じて行うものとし、各税関においては、総括関税鑑査官からの変更又は撤回の回答に基づき、必要に応じて既出の事前教示回答書に替わる変更通知書を発出するものとする。なお、変更通知書を発出した場合には、従前の事前教示回答書は画像情報として保存しておくものとする。</u></p> <p>ロ <u>各関限りで処理できる事前教示照会の事務処理は、次の要領により行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>各税関で処理できる事前教示照会書に、画像情報検索システムにより賦与される登録番号を付するものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>総括関税鑑査官は、画像情報検索システムに登録された事前教示回答書等の内容を検討し、その内容につき変更又は撤回を行う場合は、上記イの(ニ)に準じて行うものとする。</u></p> <p>八 事前教示回答書の公開・閲覧  <u>上記イ及びロとは別に、(4)のイの(イ)及びロの(イ)による事前教示回答書の公開・閲覧の事務処理は、次の要領により行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>各税関の関税鑑査官は事前教示照会書(変更通知書を含む。以下この項において同じ。)(案)を画像情報検索システムに登録する際に、公開可能なもの(無期限の非公開期間が設定されているもの以外のもの)について公開対象とするものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>各税関は公開対象となつた回答書の内容を税関ホームページを利用して輸入者等の閲覧に供する。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 規 )</p>



新	旧
<p>イ 各税関の原産地調査官は、前記 7 - 17 の(1)のイの(イ)により原産地に係る事前教示を書面により求められた場合の事務処理を次の要領により行うものとする。</p> <p>(イ) 照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、検討の結果としての回答書(案)を総括原産地調査官に送付し、協議するものとする。ただし、原産地の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。</p> <p>(ロ) 税関限りで処理する場合は、照会書に、適宜、登録番号を付するものとする。</p> <p>(ハ) 送付した回答書(案)について、総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、必要に応じ適宜修正を行うものとする。</p> <p>(ニ) 回答書を交付又は送達する際には、回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、回答書及び照会書に総括原産地調査官から賦与される登録番号を付したうえ、照会書の写しとともに交付又は送達するものとする。なお、税関限りで処理した回答書を交付又は送達した場合は、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、当該回答書の写しを総括原産地調査官に送付するものとする。</p> <p>(ホ) 総括原産地調査官から以前に行つた原産地に係る事前教示の回答につき変更又は撤回を行う旨回答を受けた場合には、交付又は送達済の回答書にかわる変更通知書を交付又は送達するものとする。この場合にあつては、変更通知書と照会書が同一案件であることを確保するため、変更通知書及び照会書に従前の登録番号と同じ登録番号を付すものとする。</p> <p>(ハ) 交付又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するものとする。また、口頭により照会を行つた場合においても、必要に応じ、照会者、照会事項、回答の内容、回答者等を記録にとどめるものとする。</p> <p>ロ 総括原産地調査官は、税関から送付された事前教示に関する照会(税関限りで処理されたものを除く。)の事務処理を次の要領により行うも</p>	

新	旧
<p><u>のとする。</u></p> <p><u>(イ) 税関から送付された照会書及びその他の情報並びに回答書(案)等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の原産地の検討を可及的速やかに行うものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 上記(イ)により得られた結果を、送付した税関に回答するとともに、登録番号を通知する。なお、回答書(案)の内容について訂正を必要とする場合には、送付した税関に対して適宜修正を指示するものとする。</u></p> <p><u>(ハ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u></p> <p><u>(ニ) 税関に対し以前に行つた原産地に係る事前教示に関する照会の回答(税関限りで処理したものを含む。)内容につき変更又は撤回を行う場合には、上記(ハ)に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 事前教示に関する異議の申出</u></p> <p><u>イ 所属区分に係る回答に関する異議の申出</u>  <u>前記7-17の(3)のイにより、照会者から照会貨物の所属区分のについて異議の申出があつた場合には、次の要領で処理するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 総括関税鑑査官への送付</u>  <u>税関は、所属区分に係る申出書の受付を行い、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等(以下この項において「所属区分に係る申出書の写し等」という。)を添えて、総括関税鑑査官に送付するものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 本省への上申</u>  <u>総括関税鑑査官は、当該所属区分に係る申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の所属区分について再検討を行い、本省に当該申出につき当該再検討の結果等を添えて協議するものとする。</u></p> <p><u>(ハ) 総括関税鑑査官は、上記(ロ)の協議の結果により、当該貨物の所属区分が変更又は撤回となつた場合には、当該所属区分に係る申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、当該協議の結果を当該所属区分に係る申出書を受け付けた税関(下記(ニ)において「受付税関」という。)に回付すると同時に、その他の税関にも送付するものとする。</u></p>	<p><u>(6) 事前教示回答書に関する異議の申出</u></p> <p><u>イ 事前教示回答書に関する異議の申出</u>  <u>以前に、書面により事前教示回答(変更通知書を含む。)を受けた事前教示照会者から当該事前教示回答(変更通知を含む。)による照会貨物の所属区分の不統一等について異議の申出があつた場合には、次の要領で処理するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 総括関税鑑査官への送付</u>  <u>税関は、所定の様式に記載した申出(以下この項において「申出書」という。)の受け付けを行い、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等(以下この項において「申出書の写し等」という。)を添えて、総括関税鑑査官に送付するものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 本省への上申</u>  <u>総括関税鑑査官は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の所属区分について再検討を行い、本省に当該申出につき当該再検討の結果等を添えて協議するものとする。</u></p> <p><u>(ハ) 総括関税鑑査官は、上記(ロ)の協議の結果により、当該貨物の所属区分が変更又は撤回となつた場合には、当該申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、当該協議の結果を当該申出書を受け付けた税関(以下この項において「受付税関」という。)に回付すると同時に、その他の税関にも送付するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>当該貨物の所属区分が従前のおりとなつた場合には、当該協議の結果を受付税関にのみ回付するものとする。</u></p> <p>(二) <u>当該照会者への回答</u>  <u>受付税関は、総括関税鑑査官から回付された当該協議の結果をもとに当該照会者への所属区分に係る回答書を作成するものとする。</u></p> <p>□ <u>原産地に係る回答に関する異議の申出</u>  <u>前記7-17の(3)のイにより、照会者から照会貨物の原産地について異議の申出があつた場合には、次の要領で処理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>総括原産地調査官への送付</u>  <u>税関は、原産地に係る申出書の受付を行い、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等(以下この項において「原産地に係る申出書の写し等」という。)を添えて、総括原産地調査官に送付するものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>本省への上申</u>  <u>総括原産地調査官は、当該原産地に係る申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の原産地について再検討を行い、本省に当該申出につき当該再検討の結果等を添えて協議するものとする。</u></p> <p>(ハ) <u>総括原産地調査官は、上記(ロ)の協議の結果により、当該貨物の原産地が変更又は撤回となつた場合には、当該原産地に係る申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、当該協議の結果を当該申出書を受け付けた税関(下記(二)において「受付税関」という。)に回付すると同時に、その他の税関にも送付するものとする。</u>  <u>当該貨物の原産地が従前のおりとなつた場合には、当該協議の結果を受付税関にのみ回付するものとする。</u></p> <p>(二) <u>当該照会者への回答</u>  <u>受付税関は、総括原産地調査官から回付された当該協議の結果をもとに当該照会者への回答書を作成するものとする。</u></p> <p>(8) <u>その他</u>  <u>イ 上記7-22の(1)、(2)、(6)及び(7)における送付、回付及び協議は、書面その他適宜の方法により行うものとする。</u>  <u>ロ 上記7-22の(2)及び(6)に係る総括関税鑑査官と各税関との間の協議は、原則として相互に関税鑑査官が、同(2)及び(7)に係る総括原産地調査官と各税関との協議の場合は、原産地調査官が行うものとする。</u></p>	<p><u>当該貨物の所属区分が従前の通りとなつた場合には、当該協議の結果を受付税関にのみ回付するものとする。</u></p> <p>(二) <u>当該照会者への回答</u>  <u>受付税関は、総括関税鑑査官から回付された当該協議の結果をもとに当該照会者への回答書を作成するものとする。</u>                      (新 規)</p> <p>□ <u>その他</u>  <u>(1) 上記(4)のロ及び(5)並びに上記イにおける送付、回付及び協議は、書面その他適宜の方法により行うものとする。</u>  <u>(ロ) 上記(4)のロ及び(5)のイの(ロ)並びに上記(6)のイに係る総括関税鑑査官と各税関との間の協議は、原則として、相互に関税鑑査官が行うものとする。</u></p>

新	旧																																																																																																																																																																				
<div style="text-align: right; font-size: small;">税関様式C第5300号</div> <p style="text-align: center;"><b>輸入貨物の評価(個別・包括)申告書Ⅰ</b> <input type="checkbox"/> 新規申告 <input type="checkbox"/> 変更届</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">あて先</td> <td style="width:15%;">期</td> <td style="width:15%;">評価申告年月日</td> <td style="width:15%;">変更届年月日</td> <td style="width:15%;">包括申告受理番号又は輸入申告番号</td> <td style="width:15%;">輸入番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申告貨物の品名・銘柄・単位</td> <td colspan="2">輸入者住所氏名印</td> <td colspan="2">包括申告の関係税関名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(署名) 担当税関 TEL( )</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">代理人住所氏名印</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(署名) 担当税関 TEL( )</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">生産者名</td> <td colspan="4">担当税関 TEL( )</td> </tr> </table> <p>上記の貨物に關し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。</p> <p>A. この貨物の取引について</p> <p>1. 輸入取引の当事者(輸入取引の売手及び買手については口内に×印を付すこと。)</p> <p><input type="checkbox"/> 輸入者 (氏名) <span style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> 輸出者 (氏名、国名)</span></p> <p><input type="checkbox"/> 輸入の委託者 (氏名) <span style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> 輸出の委託者 (氏名、国名)</span></p> <p>2. 輸入取引に関する事項について</p> <p>(1) 関税法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事項が <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。</p> <p>(2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係(関税法第4条第2項第4号)が <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない(この場合には、(3)の記載不要)。</p> <p>特殊関係の内容</p> <p>(3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて <input type="checkbox"/> いる。 <input type="checkbox"/> いない。</p> <p>B. この貨物の輸入申告価格について</p> <p>この貨物の輸入申告価格は、仕入書(口運賃明細書 <input type="checkbox"/> 保送料明細書 <input type="checkbox"/> 記載された額)に記載された額に次の調整を行って計算する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">調 整 項 目</th> <th style="width:30%;">イ 調整をする額又は率</th> <th style="width:30%;">ロ 調整項目の内訳その他の参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現業に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入申告額以外の額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 加 算 額 等 (運賃明細書又は保送料明細書に記載された額以外のもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 輸入港までの運賃等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 仲介料その他の手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 容器・包装の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 材料、部品等の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 工具、機具等の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 消費物品の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 役務(技術、設計等)の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ ロイヤルティ・ライセンス料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 売手に帰属する収益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の戻付け、積立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、戻付金)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この包括申告書は <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 以降の輸入申告には適用できません。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%; text-align: center;">※受理</td> <td style="width:30%; text-align: center;">※審査</td> <td style="width:30%; text-align: center;">※税関記入欄</td> </tr> </table> <p>この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に異議があることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可は、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を算定することとなります。</p> <p>(注) 1. 印の欄には記入しないで下さい。 2. この申告書に記入する前に、記載事項をよく読んで、真中で記載して下さい。 3. 記入欄の空きが足りないときは、確定の税額に記入して添付して下さい。 4. この申告書の内容に変更が生じたときは、速やかに所定の届出をして下さい。 5. 輸入申告書の内容と輸入申告書の関係は、信用及び所定を記載の上、押印又は署名のいずれかを捺印することができます(輸入においては、輸入の信用及び所定にその代表権者の氏名を記載の上、輸入又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを捺印)。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	あて先	期	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号	申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印		包括申告の関係税関名				(署名) 担当税関 TEL( )						代理人住所氏名印						(署名) 担当税関 TEL( )				生産者名		担当税関 TEL( )				調 整 項 目	イ 調整をする額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項	(1) 現業に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入申告額以外の額			(2) 加 算 額 等 (運賃明細書又は保送料明細書に記載された額以外のもの)			① 輸入港までの運賃等			② 仲介料その他の手数料			③ 容器・包装の費用			④ 材料、部品等の費用			⑤ 工具、機具等の費用			⑥ 消費物品の費用			⑦ 役務(技術、設計等)の費用			⑧ ロイヤルティ・ライセンス料			⑨ 売手に帰属する収益			(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の戻付け、積立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、戻付金)			合 計				※受理	※審査	※税関記入欄	<div style="text-align: right; font-size: small;">税関様式C第5300号</div> <p style="text-align: center;"><b>輸入貨物の評価(個別・包括)申告書Ⅰ</b> <input type="checkbox"/> 新規申告 <input type="checkbox"/> 変更届</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">あて先</td> <td style="width:15%;">期</td> <td style="width:15%;">評価申告年月日</td> <td style="width:15%;">変更届年月日</td> <td style="width:15%;">包括申告受理番号又は輸入申告番号</td> <td style="width:15%;">輸入番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申告貨物の品名・銘柄・単位</td> <td colspan="2">輸入者住所氏名印</td> <td colspan="2">包括申告の関係税関名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(署名) 担当税関 TEL( )</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">代理人住所氏名印</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(署名) 担当税関 TEL( )</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">生産者名</td> <td colspan="4">担当税関 TEL( )</td> </tr> </table> <p>上記の貨物に關し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。</p> <p>A. この貨物の取引について</p> <p>1. 輸入取引の当事者(輸入取引の売手及び買手については口内に×印を付すこと。)</p> <p><input type="checkbox"/> 輸入者 (氏名) <span style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> 輸出者 (氏名、国名)</span></p> <p><input type="checkbox"/> 輸入の委託者 (氏名) <span style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> 輸出の委託者 (氏名、国名)</span></p> <p>2. 輸入取引に関する事項について</p> <p>(1) 関税法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事項が <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。</p> <p>(2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係(関税法第4条第2項第4号)が <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない(この場合には、(3)の記載不要)。</p> <p>特殊関係の内容</p> <p>(3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて <input type="checkbox"/> いる。 <input type="checkbox"/> いない。</p> <p>B. この貨物の輸入申告価格について</p> <p>この貨物の輸入申告価格は、仕入書(口運賃明細書 <input type="checkbox"/> 保送料明細書 <input type="checkbox"/> 記載された額)に記載された額に次の調整を行って計算する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">調 整 項 目</th> <th style="width:30%;">イ 調整をする額又は率</th> <th style="width:30%;">ロ 調整項目の内訳その他の参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現業に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入申告額以外の額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 加 算 額 等 (運賃明細書又は保送料明細書に記載された額以外のもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 輸入港までの運賃等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 仲介料その他の手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 容器・包装の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 材料、部品等の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 工具、機具等の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 消費物品の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 役務(技術、設計等)の費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ ロイヤルティ・ライセンス料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 売手に帰属する収益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の戻付け、積立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、戻付金)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この包括申告書は <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 以降の輸入申告には適用できません。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%; text-align: center;">※受理</td> <td style="width:30%; text-align: center;">※審査</td> <td style="width:30%; text-align: center;">※税関記入欄</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 印の欄には記入しないで下さい。 2. この申告書に記入する前に、記載事項をよく読んで、真中で記載して下さい。 3. 記入欄の空きが足りないときは、確定の税額に記入して添付して下さい。 4. この申告書の内容に変更が生じたときは、速やかに所定の届出をして下さい。 5. この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に異議があることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可は、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を算定することとなります。 6. 輸入申告書の内容と輸入申告書の関係は、信用及び所定を記載の上、押印又は署名のいずれかを捺印することができます(輸入においては、輸入の信用及び所定にその代表権者の氏名を記載の上、輸入又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを捺印)。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	あて先	期	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号	申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印		包括申告の関係税関名				(署名) 担当税関 TEL( )						代理人住所氏名印						(署名) 担当税関 TEL( )				生産者名		担当税関 TEL( )				調 整 項 目	イ 調整をする額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項	(1) 現業に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入申告額以外の額			(2) 加 算 額 等 (運賃明細書又は保送料明細書に記載された額以外のもの)			① 輸入港までの運賃等			② 仲介料その他の手数料			③ 容器・包装の費用			④ 材料、部品等の費用			⑤ 工具、機具等の費用			⑥ 消費物品の費用			⑦ 役務(技術、設計等)の費用			⑧ ロイヤルティ・ライセンス料			⑨ 売手に帰属する収益			(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の戻付け、積立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、戻付金)			合 計				※受理	※審査	※税関記入欄
あて先	期	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号																																																																																																																																																																
申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印		包括申告の関係税関名																																																																																																																																																																	
		(署名) 担当税関 TEL( )																																																																																																																																																																			
		代理人住所氏名印																																																																																																																																																																			
		(署名) 担当税関 TEL( )																																																																																																																																																																			
生産者名		担当税関 TEL( )																																																																																																																																																																			
調 整 項 目	イ 調整をする額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項																																																																																																																																																																			
(1) 現業に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入申告額以外の額																																																																																																																																																																					
(2) 加 算 額 等 (運賃明細書又は保送料明細書に記載された額以外のもの)																																																																																																																																																																					
① 輸入港までの運賃等																																																																																																																																																																					
② 仲介料その他の手数料																																																																																																																																																																					
③ 容器・包装の費用																																																																																																																																																																					
④ 材料、部品等の費用																																																																																																																																																																					
⑤ 工具、機具等の費用																																																																																																																																																																					
⑥ 消費物品の費用																																																																																																																																																																					
⑦ 役務(技術、設計等)の費用																																																																																																																																																																					
⑧ ロイヤルティ・ライセンス料																																																																																																																																																																					
⑨ 売手に帰属する収益																																																																																																																																																																					
(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の戻付け、積立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、戻付金)																																																																																																																																																																					
合 計																																																																																																																																																																					
	※受理	※審査	※税関記入欄																																																																																																																																																																		
あて先	期	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号																																																																																																																																																																
申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印		包括申告の関係税関名																																																																																																																																																																	
		(署名) 担当税関 TEL( )																																																																																																																																																																			
		代理人住所氏名印																																																																																																																																																																			
		(署名) 担当税関 TEL( )																																																																																																																																																																			
生産者名		担当税関 TEL( )																																																																																																																																																																			
調 整 項 目	イ 調整をする額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項																																																																																																																																																																			
(1) 現業に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入申告額以外の額																																																																																																																																																																					
(2) 加 算 額 等 (運賃明細書又は保送料明細書に記載された額以外のもの)																																																																																																																																																																					
① 輸入港までの運賃等																																																																																																																																																																					
② 仲介料その他の手数料																																																																																																																																																																					
③ 容器・包装の費用																																																																																																																																																																					
④ 材料、部品等の費用																																																																																																																																																																					
⑤ 工具、機具等の費用																																																																																																																																																																					
⑥ 消費物品の費用																																																																																																																																																																					
⑦ 役務(技術、設計等)の費用																																																																																																																																																																					
⑧ ロイヤルティ・ライセンス料																																																																																																																																																																					
⑨ 売手に帰属する収益																																																																																																																																																																					
(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の戻付け、積立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、戻付金)																																																																																																																																																																					
合 計																																																																																																																																																																					
	※受理	※審査	※税関記入欄																																																																																																																																																																		

新	旧																																																				
<div style="text-align: right; font-size: small;">税関様式C第510号</div> <p><b>秘</b> (関税定率法第4条の2から第4条の6関係)</p> <h3 style="text-align: center;">輸入貨物の評価 (個別・包括) 申告書Ⅱ</h3> <p style="text-align: right;">□ 新規申告 □ 変更届</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">あて先 期</td> <td style="width:15%;">詳細申告年月日</td> <td style="width:15%;">変更届年月日</td> <td style="width:15%;">包括申告受理番号又は輸入申告番号</td> <td style="width:15%;">輸入番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申告貨物の品名・銘柄・単位</td> <td colspan="2">輸入者住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )</td> <td>包括申告の関係税関名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生産者名</td> <td colspan="2">代理人住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">事務用印 事務用印番号</td> </tr> </table> <p>上記の貨物に關し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。</p> <p>A. 輸出入品等 (輸入取引がある場合には、輸入取引の売手及び買手について□内に×印を付すこと。)</p> <p>□ 輸入者 (氏名) } □ 輸出者 (氏名、国名)</p> <p>□ 輸入の委託者 (氏名) } □ 輸出の委託者 (氏名、国名)</p> <p>B. 1. この貨物の輸入申告価格は、次の規定に基づき計算する。</p> <p>□ 関税定率法第4条の2 (同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定) □ 関税定率法第4条の3 (□第1項第1号 □第1項第2号 □第2項) (国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)</p> <p>□ 関税定率法第4条の4 (特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定) □ 関税定率法第4条の5 (実買又は換金に係る輸入貨物の課税価格の決定)</p> <p>□ 関税定率法第4条の6 (□第1項 □第2項) (航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例)</p> <p>2. この貨物について、関税定率法第4条 (□関税定率法第4条の2 □関税定率法第4条の3) の規定に基づいて輸入申告価格を計算することができない具体的な理由は、次のとおりである。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3. この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             輸入申告価格の計算方法等 (包括申告の場合にのみ記入する。)         </div> <p>この包括申告書は、<input type="checkbox"/>平成 年 月 日 以前の輸入申告には適用できません。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; font-size: x-small;">※受理</td> <td style="width:15%; font-size: x-small;">※審査</td> <td style="width:15%; font-size: x-small;">※税関記入欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">(規格A4)</p>	あて先 期	詳細申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号	申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )		包括申告の関係税関名	生産者名		代理人住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )			事務用印 事務用印番号					※受理	※審査	※税関記入欄				<div style="text-align: right; font-size: small;">税関様式C第510号</div> <p><b>秘</b> (関税定率法第4条の2から第4条の6関係)</p> <h3 style="text-align: center;">輸入貨物の評価 (個別・包括) 申告書Ⅱ</h3> <p style="text-align: right;">□ 新規申告 □ 変更届</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">あて先 期</td> <td style="width:15%;">詳細申告年月日</td> <td style="width:15%;">変更届年月日</td> <td style="width:15%;">包括申告受理番号又は輸入申告番号</td> <td style="width:15%;">輸入番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申告貨物の品名・銘柄・単位</td> <td colspan="2">輸入者住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )</td> <td>包括申告の関係税関名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生産者名</td> <td colspan="2">代理人住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">事務用印 事務用印番号</td> </tr> </table> <p>上記の貨物に關し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。</p> <p>A. 輸出入品等 (輸入取引がある場合には、輸入取引の売手及び買手について□内に×印を付すこと。)</p> <p>□ 輸入者 (氏名) } □ 輸出者 (氏名、国名)</p> <p>□ 輸入の委託者 (氏名) } □ 輸出の委託者 (氏名、国名)</p> <p>B. 1. この貨物の輸入申告価格は、次の規定に基づき計算する。</p> <p>□ 関税定率法第4条の2 (同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定) □ 関税定率法第4条の3 (□第1項第1号 □第1項第2号 □第2項) (国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)</p> <p>□ 関税定率法第4条の4 (特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定) □ 関税定率法第4条の5 (実買又は換金に係る輸入貨物の課税価格の決定)</p> <p>□ 関税定率法第4条の6 (□第1項 □第2項) (航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例)</p> <p>2. この貨物について、関税定率法第4条 (□関税定率法第4条の2 □関税定率法第4条の3) の規定に基づいて輸入申告価格を計算することができない具体的な理由は、次のとおりである。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3. この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             輸入申告価格の計算方法等 (包括申告の場合にのみ記入する。)         </div> <p>この包括申告書は、<input type="checkbox"/>平成 年 月 日 以前の輸入申告には適用できません。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; font-size: x-small;">※受理</td> <td style="width:15%; font-size: x-small;">※審査</td> <td style="width:15%; font-size: x-small;">※税関記入欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">(規格A4)</p>	あて先 期	詳細申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号	申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )		包括申告の関係税関名	生産者名		代理人住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )			事務用印 事務用印番号					※受理	※審査	※税関記入欄			
あて先 期	詳細申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号																																																	
申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )		包括申告の関係税関名																																																	
生産者名		代理人住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )																																																			
事務用印 事務用印番号																																																					
※受理	※審査	※税関記入欄																																																			
あて先 期	詳細申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入番号																																																	
申告貨物の品名・銘柄・単位		輸入者住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )		包括申告の関係税関名																																																	
生産者名		代理人住所氏名印 (署名) 担当部署 〒五し( )																																																			
事務用印 事務用印番号																																																					
※受理	※審査	※税関記入欄																																																			

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書 (C - 1000)</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>「登録番号」欄にはシステムにより自動賦与される登録番号を記載する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入貨物の評価(個別・包括)申告書</b> (税関様式C第5300号)</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入貨物の評価(個別・包括)申告書</b> (税関様式C第5310号)</p> <p>&lt;評価申告書 及び に共通する事項&gt;</p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>(3) 上部の枠内欄は、次の表の申告区分に応じて、それぞれ記載不要事項とされている事項を除き、すべて記載する。</p> <p><u>なお、事前教示照会を行わない場合、事前教示回答書登録番号欄の記載は不要である。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>事前教示に関する照会書 (C - 1000)</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>「登録番号」欄には<u>画像情報検索</u>システムにより自動賦与される登録番号を記載する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入貨物の評価(個別・包括)申告書</b> (税関様式C第5300号)</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入貨物の評価(個別・包括)申告書</b> (税関様式C第5310号)</p> <p>&lt;評価申告書 及び に共通する事項&gt;</p> <p>(1)~(2) (同左)</p> <p>(3) 上部の枠内欄は、次の表の申告区分に応じて、それぞれ記載不要事項とされている事項を除き、すべて記載する。</p>